

○平成十五年環境省告示第十八号(土壤汚染対策法施行規則第六条第三項第四号の規定に基づく環境大臣が定める土壤溶出量調査に係る測定方法)

(平成十五年三月六日)

(環境省告示第十八号)

改正	平成二〇年	五月	九日	環境省告示第四八号		
	同	二二年	三月二九日	同	第二二号	
	同	二六年	三月二〇日	同	第四六号	
	同	二八年	三月二九日	同	第三四号	
	同	三一年	一月三〇日	同	第一二号	
	同	三一年	三月二〇日	同	第五〇号	
	令和	二年	三月三〇日	同	第三五号	
	同	二年	四月	二日	同	第四六号
	同	七年	三月三一日	同	第三九号	

土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五条第三項第四号の規定に基づき、環境大臣が定める土壤溶出量調査に係る測定方法を次のように定める。

土壤汚染対策法施行規則第六条第三項第四号の環境大臣が定める土壤溶出量調査に係る測定方法は、別表の特定有害物質の種類欄に掲げる特定有害物質について平成三年八月環境庁告示第四十六号(土壤の汚染に係る環境基準について)付表に掲げる方法により作成した検液ごとに、別表の測定方法の欄に掲げるとおりとする。

改正文 (平成二二年三月二九日環境省告示第二二号) 抄
平成二十二年四月一日から適用する。

改正文 (平成三一年一月三〇日環境省告示第一二号) 抄
平成三十一年四月一日から適用する。

改正文 (平成三一年三月二〇日環境省告示第五〇号) 抄
平成三十一年三月二十日から適用する。

附 則 (令和二年三月三〇日環境省告示第三五号)
この告示は、公布の日から施行する。

改正文 (令和二年四月二日環境省告示第四六号) 抄
令和三年四月一日から適用する。

改正文 (令和七年三月三一日環境省告示第三九号) 抄
令和七年四月一日から適用する。

別表

特定有害物質の種類	測定方法
-----------	------

カドミウム及びその化合物	日本産業規格(以下「規格」という。) K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
六価クロム化合物	規格K0102-3 24.3 (24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、 24.3.2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、 規格K0170-7 7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
クロロエチレン	平成9年3月 環境庁告示第10号(地下水の水質汚濁に係る環境基準について)付表に掲げる方法
シマジン	昭和46年12月 環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「水質環境基準告示」という。) 付表6の第1又は第2に掲げる方法
シアン化合物	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、 9.5、 9.6若しくは9.7の分析を行う方法又は水質環境基準告示付表 1 (蒸留操作は装置にて行う。)に掲げる方法
チオベンカルブ	水質環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
四塩化炭素	規格K0125 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	規格K0125 5.1、 5.2、 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	規格K0125 5.1、 5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	シス体にあつては規格K0125 5.1、 5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125 5.1、 5.2又は5.3.1に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	規格K0125 5.1、 5.2又は5.3.1に定める方法
ジクロロメタン	規格K0125 5.1、 5.2又は5.3.2に定める方法
水銀及びその化合物	水銀にあつては水質環境基準告示付表2に掲げる方法、アルキル水銀にあつては水質環境基準告示付表3及び昭和49年9月 環境庁告示第64号(環境大臣が定める排水基準に係る検定方法)(以下「排出基準検定告示」という。) 付表1に掲げる方法
セレン及びその化合物	規格K0102-3 26.2、 26.3又は26.4に定める方法
テトラクロロエチレン	規格K0125 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は5.5に定める方法

チウラム	水質環境基準告示付表5に掲げる方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
鉛及びその化合物	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
砒素及びその化合物	規格K0102-3 20.2、20.3、20.4又は20.5に定める方法
ふっ素及びその化合物	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は5.2 (蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び5.5に定める方法
ベンゼン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
ほう素及びその化合物	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
ポリ塩化ビフェニル	水質環境基準告示付表4に掲げる方法
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	規格K0102-4 7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては規格K0102-4 7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5若しくは7.2.1及び7.2.6に定める方法 (ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。)